

○ 農業信用保証保険基盤強化事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3413号農林水産事務次官依命通知）の一部改正・新旧対照表

（傍線部分は改正箇所）

改正後（新）	現 行（旧）
<p>第3 事業の内容</p> <p>1 農業信用保証保険基盤強化事業交付金の交付事業（大規模災害被災農業者等支援対策（実質無担保無保証人事業）） 本事業は、大規模災害被災農業者等が借り入れる農業近代化資金等について、基金協会が実質無担保無保証人（農業協同組合その他の融資機関からの資金の貸付け及び基金協会の債務保証に際し、融資対象物件以外の担保及び保証人（同一経営内の保証人を除く。）の提供を受けないものをいう。以下同じ。）で債務保証を引き受けることにより、納付金（農業信用保証保険法（<u>昭和36年法律第204号</u>）第64条第1項の規定により基金協会が信用基金に納付する金銭をいう。）が減少すると見込まれることから、信用基金の財務基盤の強化を行うため、信用基金に対し、農業信用保証保険基盤強化事業交付金を交付するものとする。 ①・② （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>第4 事業実施計画の承認</p> <p><u>1 第3の2の事業を行おうとする基金協会は、毎事業年度、事業開始前までに別記様式第1号により事業実施計画書を作成し、地方農政局長（北海道農業信用基金協会にあっては農林水産省経営局長、沖縄県農業信用基金協会にあっては内閣府沖縄総合事務局長とする。以下同じ。）に提出し、その承認を受けなければならない。</u></p> <p><u>2 1の規定により事業実施計画書を地方農政局長に提出した基金協会は、信用基金にその写しを遅滞なく提出するものとする。</u></p> <p>第6 事業実施計画の変更</p> <p>1・2 （略）</p> <p><u>3 1の規定により事業実施計画変更承認申請書を地方農政局長に提出した基金協会は、信用基金にその写しを遅滞なく提出するものとする。</u></p> <p>第8 交付金及び補助金の管理</p> <p>1～7 （略）</p> <p>8 基金協会は、第7の2の規定により交付を受けた補助金（第3の2の（2）</p>	<p>第3 事業の内容</p> <p>1 農業信用保証保険基盤強化事業交付金の交付事業（大規模災害被災農業者等支援対策（実質無担保無保証人事業）） 本事業は、大規模災害被災農業者等が借り入れる農業近代化資金等について、基金協会が実質無担保無保証人（農業協同組合その他の融資機関からの資金の貸付け及び基金協会の債務保証に際し、融資対象物件以外の担保及び保証人（同一経営内の保証人を除く。）の提供を受けないものをいう。以下同じ。）で債務保証を引き受けることにより、納付金（農業信用保証保険法（<u>昭和36年11月10日法律第204号</u>）第64条第1項の規定により基金協会が信用基金に納付する金銭をいう。）が減少すると見込まれることから、信用基金の財務基盤の強化を行うため、信用基金に対し、農業信用保証保険基盤強化事業交付金を交付するものとする。 ①・② （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>第4 事業実施計画の承認</p> <p>第3の2の事業を行おうとする基金協会は、毎事業年度、事業開始前までに別記様式第1号により事業実施計画書を作成し、地方農政局長（北海道農業信用基金協会にあっては農林水産省経営局長、沖縄県農業信用基金協会にあっては内閣府沖縄総合事務局長とする。以下同じ。）に提出し、その承認を受けなければならない。 （新設）</p> <p>第6 事業実施計画の変更</p> <p>1・2 （略） （新設）</p> <p>第8 交付金及び補助金の管理</p> <p>1～7 （略）</p> <p>8 基金協会は、第7の2の規定により交付を受けた補助金（第3の2の（2）</p>

の事業のために交付を受けた補助金に限る。) について、次の方法により管理するものとする。

- (1) 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第3号の事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会、農林中央金庫又は銀行への預金又は金銭信託
- (2) 国債証券、地方債証券又は昭和41年7月25日大蔵省・農林省告示第1号（農業信用保証保険法第九条第二号等の主務大臣の定める有価証券）に定める有価証券の保有

別記様式 第1号（第4関係）

〇〇年度 農業信用保証保険基盤強化事業実施計画書
(被災農業者等支援対策及び大規模災害被災農業者等支援対策)

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道農業信用基金協会にあつては、農林水産省経営局長
沖縄県農業信用基金協会にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

住 所
〇〇〇農業信用基金協会会長理事 (削る)

(以下略)

別記様式 第2号（第5の1関係）

〇〇年度 農業信用保証保険基盤強化事業実績報告書
(大規模災害被災農業者等支援対策)

農林水産大臣 殿

住 所
独立行政法人農林漁業信用基金理事長 氏名 (削る)

の事業のために交付を受けた補助金に限る。) について、次の方法により管理するものとする。

- (1) 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第3号の事業を行う農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫若しくは銀行への預金又は金銭信託
- (2) 昭和41年7月25日大蔵省・農林省告示第1号（国債証券、地方債証券又は農業信用保証保険法（昭和36年法律第204号）第9条第2号の規定に基づき、同号の主務大臣の定める有価証券を指定する等の件）に定める有価証券の保有

別記様式 第1号（第4関係）

令和〇〇年度 農業信用保証保険基盤強化事業実施計画書
(被災農業者等支援対策及び大規模災害被災農業者等支援対策)

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道農業信用基金協会にあつては、農林水産省経営局長
沖縄県農業信用基金協会にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

住 所
〇〇〇農業信用基金協会会長理事 印

(以下略)

別記様式 第2号（第5の1関係）

令和〇〇年度 農業信用保証保険基盤強化事業実績報告書
(大規模災害被災農業者等支援対策)

農林水産大臣 殿

住 所
独立行政法人農林漁業信用基金理事長 氏名 印

(以下略)

別記様式 第3号 (第5の2関係)

〇〇年度 農業信用保証保険基盤強化事業実績報告書
(被災農業者等支援対策及び大規模災害被災農業者等支援対策)

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道農業信用基金協会にあつては、農林水産省経営局長
沖縄県農業信用基金協会にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

住 所
〇〇〇農業信用基金協会会長理事 (削る)

(以下略)

別記様式 第4号 (第6の1関係)

〇〇年度 農業信用保証保険基盤強化事業実施計画変更承認申請書
(被災農業者等支援対策及び大規模災害被災農業者等支援対策)

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道農業信用基金協会にあつては、農林水産省経営局長
沖縄県農業信用基金協会にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

住 所
〇〇〇農業信用基金協会会長理事 (削る)

年 月 日付け 第 号で承認の通知があつた本事業の事業実施計画について、下記のとおり変更したいので、農業信用保証保険基盤強化事業実施要綱第

(以下略)

別記様式 第3号 (第5の2関係)

令和〇〇年度 農業信用保証保険基盤強化事業実績報告書
(被災農業者等支援対策及び大規模災害被災農業者等支援対策)

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道農業信用基金協会にあつては、農林水産省経営局長
沖縄県農業信用基金協会にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

住 所
〇〇〇農業信用基金協会会長理事 印

(以下略)

別記様式 第4号 (第6の1関係)

令和〇〇年度 農業信用保証保険基盤強化事業実施計画変更承認申請書
(被災農業者等支援対策及び大規模災害被災農業者等支援対策)

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道農業信用基金協会にあつては、農林水産省経営局長
沖縄県農業信用基金協会にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

住 所
〇〇〇農業信用基金協会会長理事 印

令和 年 月 日付け 第 号で承認の通知があつた本事業の事業実施計画について、下記のとおり変更したいので、農業信用保証保険基盤強化事業実施要綱

6の1の規定に基づき承認を申請する。

(以下略)

別表

1 (令和3年3月31日までの基金協会の保証契約締結に係るもの)

対象要件	補助対象期間	対象保証枠
1～8 (略)	(略)	(略)

2 (令和3年4月1日からの基金協会の保証契約締結に係るもの)

対象要件	補助対象期間
<u>農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農業近代化資金等であって、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に基金協会の保証契約が締結されたもの</u>	保証当初5年間

第6の1の規定に基づき承認を申請する。

(以下略)

別表

(新設)

対象要件	補助対象期間	対象保証枠
1～8 (略)	(略)	(略)

(新設)

附 則 (令和3年3月29日2経営第3032号)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 信用基金及び基金協会がこの要綱の改正前に実施した事業に係るこの要綱の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。